

不利益処分の処分基準

処 分 名		収入超過者又は高額所得者の認定		
根拠例規及び条項		多治見市営住宅管理条例(昭和 49 年条例第 13 号)第 27 条第 1 項、第 2 項		
所 管 部 課 名		建設部 建築住宅課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	①公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 29 条 ②多治見市営住宅管理条例施行規則(昭和 49 年規則第 26 号)第 19 条		
	基 準	入居者は、前 2 項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長はその意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正するものとする。(条例第 27 条第 3 項)		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
	備 考			